

■監事会【任期2年】

| No. | 名称         | 定数  | 担当副会長 | 担当執行理事 | 監事長  | 職務権限                                      |
|-----|------------|-----|-------|--------|------|---|
| 1   | 監事会（会務／財務） | 12※ | 坂本／田辺 | —      | 渡邊喜平 | 執行役員会の会務の執行並びに本会資産及び会計の状況を監査する（会則第82条第8項） |

※ 内部監事10名、外部監事2名

■支部

12018/1/31現在（主たる事務所）

| No. | 名称    | 会員数   | 担当副会長 | 担当執行理事 | 支部長  | 事業                        |
|-----|-------|-------|-------|--------|------|---------------------------|
| 1   | 北海道支部 | 44    | 正林    | —      | 一入章夫 | 会令第72号「北海道支部規則」第4条に規定する事業 |
| 2   | 東北支部  | 58    | 辻田    | —      | 水野博文 | 会令第73号「東北支部規則」第4条に規定する事業  |
| 3   | 関東支部  | 7,505 | 須藤    | —      | 鈴木一永 | 会令第78号「関東支部規則」第4条に規定する事業  |
| 4   | 北陸支部  | 78    | 黒田    | —      | 吉井雅栄 | 会令第74号「北陸支部規則」第4条に規定する事業  |
| 5   | 東海支部  | 800   | 坂本    | —      | 井上佳知 | 会令第21号「東海支部規則」第4条に規定する事業  |
| 6   | 近畿支部  | 2,341 | 渡邊    | —      | 吉田稔  | 会令第16号「近畿支部規則」第4条に規定する事業  |
| 7   | 中国支部  | 85    | 渡邊    | —      | 俣熊嗣久 | 会令第75号「中国支部規則」第4条に規定する事業  |
| 8   | 四国支部  | 40    | 蔵田    | —      | 和田隆滋 | 会令第76号「四国支部規則」第4条に規定する事業  |
| 9   | 九州支部  | 148   | 田辺    | —      | 東和博  | 会令第69号「九州支部規則」第4条に規定する事業  |
|     | 国外    | 106   |       |        |      |                           |

■附属機関【任期2年】（No.3のみ3月選任、委員数は2018/3/30現在）

| No. | 名称         | 委員数<br>(1年目/2年目) | 担当副会長                         | 担当執行理事              | 機関長   | 設置目的   |
|-----|------------|------------------|-------------------------------|---------------------|-------|--|
| 1   | 研修所        | 115<br>(58/57)   | 辻田                            | 山田中                 | 田村爾   | 会令第25号「研修所規則」第1条第2項に規定すること、すなわち、研修所は、弁理士及び弁理士となる資格を有する者その他本会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたる者を対象として弁理士業務に従事するのに必要な研修を行うことを目的とする。   |
| 2   | 中央知的財産研究所  | 36<br>(15/21)    | 渡邊                            | 山川                  | 伊丹勝   | 会令第27号「中央知的財産研究所規則」第2条に規定すること、すなわち、中央研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする。   |
| 3   | 知的財産支援センター | 90<br>(39/51)    | 渡邊                            | 三上                  | 羽鳥亘   | 会令第29号「知的財産支援センター規則」第2条に規定すること、すなわち具体的には、第3条 支援センターは、前条の目的を達成するために以下の支援事業を行う。<br>一 知的創造活動の奨励及びその成果の発掘<br>二 知的財産権の取得及び活用の振興<br>三 知的財産権の取得及び活用に関する啓発、教育、指導、相談並びに情報提供<br>四 その他知的財産権制度の発展に必要なと認められる事業<br>2 支援センターは、前項の他、前条の目的を達成する上で本会が必要と認める支援事業を行う。  |
| 4   | 国際活動センター   | 106<br>(55/51)   | 蔵田<br>坂本(副)                   | 青木<br>大貴<br>前田      | 本多敬子  | 会令第68号「国際活動センター規則」第2条に規定すること、すなわち、具体的には、第3条 本センターは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。<br>(1) 知的財産の保護及び弁理士制度に関する国際的動向及び問題並びに弁理士の国際的活動に関する調査、研究、検討及び対応<br>(2) 諸外国の知的財産制度に関する情報の収集、調査、研究、及び本会会員への情報の周知<br>(3) 我国の知的財産制度及び本会に関する情報の諸外国への提供<br>(4) 知的財産に関する国際関連事業の実施及び協力<br>(5) 関連国際機関及び諸外国の関係機関・団体との交流、会合の企画及び開催<br>(6) その他本会の国際的活動に関し本会が必要と認める事業 |
| 5   | 広報センター     | 96<br>(55/41)    | 田辺                            | 玉井<br>山田            | 石川憲   | 会令第87号「広報センター規則」第2条に規定すること、すなわち具体的には、第3条 本センターは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。<br>(1) 本会の広報活動の企画及び実施<br>(2) 弁理士制度及び知的財産制度に関する広報活動の企画及び実施<br>(3) 広報活動に関する手法の調査及び研究<br>(4) 本会内外の関係機関・団体との広報活動に関する連絡、対応及び調整<br>(5) その他本会の広報活動に関し本会が必要と認める事業  |
| 6   | 知的財産経営センター | 126<br>(76/50)   | 須藤<br>辻田(副)<br>蔵田(副)<br>坂本(副) | 大貴<br>高橋<br>中<br>瀧田 | 松浦喜多男 | 会令第98号「知的財産経営センター規則」第2条に規定すること、すなわち、知的財産経営センターは、企業等における知的財産を事業に活かす経営及び知的財産の価値評価についての調査、研究及び情報提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度の普及及び改善に寄与することを目的とする。  |

■例規設置委員会【No.1・2・5・9は任期2年】

| No. | 名称            | 定数<br>(委員数) | 担当副会長 | 担当執行理事 | 委員長  | 職務権限  |
|-----|---------------|-------------|-------|--------|------|---|
| 1   | 選挙管理委員会       | 30          | 黒田    | 加藤     | 新井全  | 会令第51号「役員選挙規則」第7条に規定する事項                              |
| 2   | 綱紀委員会         | 60以内        | 須藤    | 堀籠     | 小泉雅裕 | 会令第38号「綱紀委員会規則」第3条に規定する事項                             |
| 3   | 不服審議委員会       | 15以内        | 須藤    |        | 井出正威 | 会令第77号「不服審議委員会規則」第3条に規定する事項                           |
| 4   | 審査委員会         | 45※         | 須藤    | 千且     | 狩野彰  | 会令第37号「審査委員会規則」第4条に規定する事項                             |
| 5   | 紛議調停委員会       | 20以内        | 須藤    |        | 杉山一夫 | 会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行う（会則第120条第2項） |
| 6   | コンプライアンス委員会   | 40以内        | 須藤    | 堀籠     | 羽鳥亘  | 会則第48条の2第1項及び会令85号「コンプライアンス委員会規則」第4条に規定する事項           |
| 7   | 継続研修履修状況管理委員会 | 30以内        | 黒田    |        | 八木秀人 | 会令第89号「継続研修履修状況管理規則」第5条に規定する事項                        |
| 8   | 処分前公表審議委員会    | 10以内        | 須藤    |        | 高橋大典 | 会令第100号「処分前公表に関する規則」第3条に規定する事項                        |
| 9   | 防災会議          | 30以内        | 辻田    |        | 村上辰一 | 会令第49号「防災会議規則」第3条に規定する事項                              |

※予備委員13名を含む。

■執行役員会設置委員会

| No. | 名称          | 定数<br>(委員数) | 担当副会長 | 担当執行理事 | 委員長   | 職務権限  |
|-----|-------------|-------------|-------|--------|-------|---|
| 1   | 例規委員会       | 20以内        | 坂本    |        | 木戸良彦  | 日本弁理士会例規に関する調査、研究をし、例規全般の整合性を図る措置を講ずること   |
| 2   | 総合政策企画運営委員会 | 30以内        | 辻田    | 山川     | 三上結   | 1. 日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な中・長期計画の検討<br>2. 例規による委員会及び常議員会設置の委員会を除く日本弁理士会各委員会活動の総合調整に関する調査研究並びに審議立案<br>3. 弁理士及び特許業務法人の経営問題についての調査、研究、立案<br>4. 他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案<br>5. 政府の知的財産推進計画の調査、分析、それに対する提言、要望の取り纏め及びその実施の対応<br>6. その他、知的財産制度改革の推進に必要な事項の提言、要望の取り纏め及びその実施の対応<br>7. 日本弁理士会インターン制度の運営   |
| 3   | 弁理士推薦委員会    | 15以内        | 黒田    |        | 神林恵美子 | 1. 外部諸団体などに対する弁理士の推薦依頼への対応及び推薦の確認<br>2. 裁判所調査官等候補者の選定   |
| 4   | 財務委員会       | 15以内        | 田辺    | 瀧田     | 今堀勝彦  | 1. 日本弁理士会の財政に関する調査、研究<br>2. 日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案<br>3. その他、日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案  |
| 5   | 弁理士法改正委員会   | 20以内        | 田辺    | 山川     | 木戸良彦  | 1. 弁理士制度を調査研究し、弁理士法改正について検討、立案すること<br>2. 弁理士法改正に関し、特許庁等に対し適切な措置を講ずること<br>3. 弁理士の質の維持、向上を図るために弁理士試験制度が果たすべき役割について検討すること<br>4. 現在の弁理士試験制度の問題点の調査、検討<br>5. 望ましい弁理士試験制度の検討、提案   |
| 6   | 特許委員会       | 70以内        | 辻田    | 三上     | 赤堀孝   | 1. 特許、実用新案制度及びコンピュータ・ソフトウェアの保護についての政策提言の作成<br>2. 特許、実用新案の制度及び審査基準の調査、研究<br>3. PCT、その他特許関係条約に関する調査、研究<br>4. ノウハウ、その他技術の保護の調査、研究<br>5. コンピュータ・ソフトウェア関連発明の法的保護に関する調査、研究<br>6. デジタル化された情報の法的保護に関する調査、研究<br>7. コンピュータ・ソフトウェア、デジタル情報等に関する法的諸問題についての調査、研究<br>8. 特許庁技術懇話会との審議に処すること<br>9. 調査研究成果物の内外への発表<br>10. 明細書作成技術の水準の向上についての調査、研究<br>11. 特許法、その他特許関係条約、実用新案法及びコンピュータ・ソフトウェアの保護に関する重要事項について関係官庁、諸団体等に適切に対処すること |
| 7   | 意匠委員会       | 60以内        | 田辺    | 青木     | 野村慎一  | 1. 意匠制度についての政策提言を作成すること<br>2. 意匠法、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護制度及び審査基準に関する調査、研究<br>3. 意匠に関する国際条約の調査、研究<br>4. 調査研究成果物の内外への発表<br>5. 意匠法、著作権法、不正競争防止法及び意匠関係条約に関する重要事項について関係官庁、諸団体等に適切に対処すること   |

|    |                     |      |             |          |       |   |
|----|---------------------|------|-------------|----------|-------|---|
| 8  | 商標委員会               | 60以内 | 田辺          | 前田       | 竹原懋   | 1. 商標制度についての政策提言の作成<br>2. 商標の制度及び審査基準の調査、研究、提言<br>3. 商標に関する国際条約の調査、研究、提言<br>4. TPP加盟に向けたトレードドレスその他の非伝統的商標に関する調査、研究<br>5. 調査研究成果物の内外への発表<br>6. 商標法、不正競争防止法、著作権法及び商標関係条約に関する重要事項について関係官庁、諸団体等に適切に対処すること |
| 9  | バイオ・ライフサイエンス委員会     | 35以内 | 辻田          | 加藤       | 森田裕   | 1. バイオ・ライフサイエンス分野における特許等の法制度に関する政策提言の作成<br>2. 生物関連発明等の法的保護の制度に関する調査、研究<br>3. 再生医療等のライフサイエンスの保護に関する調査、研究<br>4. 上記1、2、3の事項に関し、関係官庁、諸団体等に適切に対処すること<br>5. 調査研究成果物の内外への発表                                  |
| 10 | 著作権委員会              | 40以内 | 正林          | 高橋       | 前原久美  | 1. 著作権制度に関する政策提言の作成<br>2. 著作権制度に関する調査、研究<br>3. 上記1、2の事項に関し、関係官庁、諸団体等に適切に対処すること<br>4. 調査研究成果物の内外への発表<br>5. 日本弁理士会内の著作権に関する問題の検討及び対処  |
| 11 | 貿易円滑化対策委員会          | 40以内 | 蔵田          | 千且       | 黒瀬勇人  | 1. 知財の模倣対策に関する調査、研究<br>2. 関税法等による水際取締りの検討<br>3. 上記1、2の事項に関し、関係官庁、諸団体等に適切に対処すること<br>4. 調査研究成果物の内外への発表  |
| 12 | 不正競争防止法委員会          | 40以内 | 黒田          | 加藤       | 二間瀬覚  | 1. 不正競争防止法に関する政策提言の作成<br>2. 不正競争防止法に関する調査、研究<br>3. 上記1、2の事項に関し、関係官庁、諸団体等に適切に対処すること<br>4. 調査研究成果物の内外への発表   |
| 13 | 業務対策委員会             | 30以内 | 渡邊          | 玉井<br>梶  | 岸本達人  | 1. 弁理士の職域に関する調査、研究<br>2. 弁理士法第75条、第76条の違反行為に対する処置<br>3. その他の知的財産権関連事犯に対する防止策の検討、処置及び被害者救済のための方策の策定  |
| 14 | 特許制度運用協議委員会         | 20以内 | 黒田<br>坂本(副) | 加藤       | 伊藤武泰  | 特許制度運用の改善、審査審判事件の処理促進、電子出願、方式事項及び特許情報に対応するための調査、研究並びにこれらに関し特許庁等と協議し、適切に対処すること   |
| 15 | ADR推進機構             | 35以内 | 正林          | 梶        | 下田一弘  | 1. 日本知的財産仲裁センター事業を支援するための措置を講ずること<br>2. ADR法制に関する調査、研究<br>3. 民事調停制度についての調査、研究   |
| 16 | 技術標準委員会             | 30以内 | 正林          | 瀧田       | 市川ルミ  | 1. 技術標準に関する調査、研究、検討<br>2. 調査研究成果物の内外への発表  |
| 17 | 情報企画委員会             | 20以内 | 黒田          | 梶        | 岡地優司  | 日本弁理士会のITインフラの検討、推進及び整備その他業務に関する情報の提供   |
| 18 | 弁理士業務標準化委員会         | 20以内 | 正林          | 高橋<br>瀧田 | 北原宏修  | 1. 弁理士業を営むにあたって遵守すべき事項の調査、研究、企画、立案<br>2. 弁理士の業務環境・事務所設備についての検討及び会員への対処<br>3. 調査研究成果物の内外への発表   |
| 19 | パテントコンテスト委員会        | 25以内 | 田辺          | 三上       | 熊崎陽一  | 「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」につき、文部科学省、特許庁等と協力し、適切に対応、実施すること   |
| 20 | 農林水産知財対応委員会         | 35以内 | 田辺          | 前田       | 高原千鶴子 | 1. 農林水産分野における知的財産保護に関する政策提言の作成<br>2. 農林水産分野における知的財産の創造、保護、活用に関して、日本弁理士会の役割の周知<br>3. 上記1、2に関し、関係官庁、諸団体等に適切に対処すること<br>4. 農林水産分野における海外の知的財産保護に関する調査、研究   |
| 21 | 企業知財戦略検討委員会         | 25以内 | 辻田<br>坂本(副) | 中        | 喜多哲   | 企業知財戦略への貢献を通して使命条項を達成するための方策の検討   |
| 22 | 経営基盤強化委員会           | 30以内 | 正林<br>坂本(副) | 梶<br>瀧田  | 石原進介  | 特許事務所の経営基盤を強化する方策を検討して会員に提案し、もって特許事務所の競争力の強化の取り組みを支援・推進すること   |
| 23 | 役員制度改革委員会           | 30以内 | 坂本          |          | 真田有   | 日本弁理士会の新役員制度の検討、策定と具体化のために適切な措置を取ること  |
| 24 | 技術保護テキスト作成委員会       | 30以内 | 正林          | 瀧田       | 飯田圭   | 営業秘密の保護を含む技術保護についてのテキストを作成し、当該テキストの有用な使い方についての提言その他を行うとともに、それらの成果につき研修等を通じて会員への周知・人材育成を行うこと   |
| 25 | 弁理士制度120周年記念事業準備委員会 | 30以内 | 蔵田          | 青木       | 伊丹勝   | 平成31年7月1日が弁理士制度創設120周年にあたることから、記念事業の準備を行うこと   |
| 26 | 支部名称変更準備委員会         | 30以内 | 渡邊<br>坂本(副) |          | 瀧野文雄  | 支部名称の変更に向けて、更なる検討を行い、方向性及び具体策等を執行役員会に提言して、必要な措置を講ずること   |
| 27 | 中長期課題検討委員会          | 30以内 | 坂本          | 山川       | 佐藤辰彦  | 中長期に取り組む諸課題につき調査研究を行うこと   |

■ワーキンググループ

| No. | 名称                              | 定数 | 担当副会長                         | 担当執行理事              | WG長 | 設置目的等  |
|-----|---------------------------------|----|-------------------------------|---------------------|-----|--|
| 1   | 知的財産戦略本部対応ワーキンググループ             |    | 坂本                            |                     |     | 政府の知的財産戦略本部への対応  |
| 2   | 知財政策検討ワーキンググループ                 |    | 坂本<br>田辺(副)                   | 高橋                  |     | 日本弁理士会に關係する知財政策についての検討及び意見交換を行うため  |
| 3   | 知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループ         |    | 渡邊                            |                     |     | 知財総合支援窓口の運営に関する関係組織間の連絡及び調整  |
| 4   | 外弁制度検討ワーキンググループ                 |    | 辻田                            |                     |     | 「外国法事務弁理士制度に係る検討会報告書」が取りまとめられたことを受け、本件に係る弁理士制度への影響を調査し、提言を行うこと   |
| 5   | 知財広め隊ワーキンググループ                  |    | 辻田<br>黒田(副)<br>渡邊(副)<br>坂本(副) | 玉井<br>高橋<br>前田<br>中 |     | 中小企業知財支援事業(弁理士知財キャラバン事業を含む)をさらに普及させるためのセミナー事業を全国各地で開催するため、そのセミナーコンテンツ、活動指針、活動スケジュール、活動内容、広報戦略等の具体策等を検討し、当該セミナー事業の速やかな立ち上げを図ることを目的とする |
| 6   | 憲法との関係における知的財産制度の在り方検討ワーキンググループ |    | 田辺                            | 山田                  |     | 日本国憲法との関係における知的財産制度の在り方について調査及び研究すること  |
| 7   | 弁理士法改正対応研修カリキュラム等検討ワーキンググループ    |    | 辻田                            |                     |     | 平成30年度弁理士法改正に対応するために、産構審弁理士制度小委員会報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方」に基づく研修の企画等を行うこと   |
| 8   | 第4次産業革命対応ワーキンググループ              |    | 辻田                            |                     |     | 「第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」での結果を受けて、産業構造審議会特許制度小委員会及び不正競争防止小委員会で検討される事項に関し、当会内で検討や提言を行う。                                       |
| 9   | 隣接工業等検討ワーキンググループ                |    | 正林<br>坂本(副)                   |                     |     | 隣接工業等の業務について、調査及び研究すること  |

■その他

| No. | 名称        | 定数  | 担当副会長                         | 担当執行理事 | 委員長 | 設置目的・職務権限  |
|-----|-----------|-----|-------------------------------|--------|-----|--|
| 1   | 登録審査会     | 5   | 黒田                            | 堀籠     | 会長  | ※法第19条第1項、第70条、会則第128条から第133条、会令第53号「登録審査手続規則」、会令第54号「登録審査請求に関する運用基準」に規定する事項 |
| 2   | 外部意見聴取会   | 5以内 | 坂本                            |        |     | ※会則第58条、第73条、会令第42号「外部意見聴取会規則」の規定に基づく会議                                      |
| 3   | 支部長会議     |     | 渡邊                            |        |     | ※会則第115条の規定に基づき会長が開催する会議   |
| 4   | 地域知財活性化本部 |     | 須藤<br>辻田(副)<br>蔵田(副)<br>坂本(副) |        | 会長  | 中小企業支援事業関係機関に対し、当該支援事業に限定してこれを統括し、必要な指示を行うこと                                 |